

第4次日進市障害者基本計画
第7期障害福祉計画
第3期障害児福祉計画
【計画書案】

抜粋

令和5年10月

日進市

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	5
3 計画の期間	8
4 対象とする障害者の定義	8
5 計画の策定体制	9
6 計画の構成	10
第2章 現状と課題	11
1 人口の推移	11
2 障害のある人の数の推移	12
3 日進市障害者基本計画の進捗状況と評価	22
4 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗状況と評価	28
4-1 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標と実績	28
4-2 障害福祉サービス等の推移	32
4-3 地域生活支援事業等の推移	40
5 アンケート調査結果	44
6 日進市における今後の課題	52
第3章 計画の基本理念	56
1 基本理念	56
2 基本的な考え方	57
3 施策体系	59
第4章 障害者施策の基本的な方向	60
1 差別の解消、意思決定支援、権利擁護の推進及び虐待の防止	60
2 安全・安心な生活環境の整備	63
3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	66
4 防災、防犯、感染症対策の推進	68
5 保健・医療の推進	71
6 自立した生活の支援	73
7 教育の振興	77
8 雇用・就業、経済的自立の支援	80
9 文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動の推進	83

第5章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の 提供体制の確保に係る目標	85
1 施設入所者の地域生活への移行	85
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	85
3 地域生活支援の充実	86
4 福祉施設から一般就労への移行等	87
5 障害児支援の提供体制の整備等	88
6 相談支援体制の充実・強化等	90
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	92
第6章 障害福祉サービス等の見込量等	93
1 訪問系サービス	94
2 日中活動系サービス	96
3 就労系サービス	98
4 居住（宿泊）系サービス	100
5 相談支援系サービス	102
6 障害児支援系サービス	103
7 子ども・子育て支援系サービス	105
8 地域生活支援事業	106
第7章 計画の推進体制	110
1 計画の推進体制	110
2 関係機関との連携	110
3 進捗管理の方法	110
4 成果目標・活動指標一覧	110
資料編	110

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、平成18年に国際連合が採択した「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」）の批准に向けた国内法の整備をはじめとする障害者に係る制度の集中的な改革に取り組む中で、平成23年には「障害者基本法」の改正、平成24年には障害者自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」）の制定を行いました。

また、障害のある人の人権に関しては、平成23年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」）に続き、平成25年に改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年施行）（以下、「障害者差別解消法」）が制定されました。

こうした国内法の整備を経て、平成26年1月に国際連合の「障害者権利条約」が正式に国内で批准されました。

その後も障害のある人に係る法律・制度の改正が進められていく中で、令和2年に新型コロナウイルスの感染が世界中で拡大したことで、障害のある人にとっても、外出の自粛や対面での交流の減少、サービスの利用控えにつながったことに加え、サービス提供事業所にとっても事業の自粛や人員不足など深刻な影響を受けることとなりました。

こうした昨今の社会情勢の変化や、国際的な視点を踏まえつつ、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、令和5年3月に「第5次障害者基本計画」が策定されました。

日進市では、「地域で 共に 暮らす まちづくり ～自分らしい生き方が選択できる 差別のないまち・日進をめざして～」を基本理念とした「第3次日進市障害者基本計画」を平成31年に策定し、障害者福祉施策を推進してきました。

また、令和3年には「第6次日進市障害福祉計画・第2次日進市障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の円滑な実施を進めてきました。

この度、「第3次日進市障害者基本計画」及び「第6次日進市障害福祉計画・第2次日進市障害児福祉計画」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、次期計画を策定するにあたり、それまで個別に策定してきた両計画を一体のものとし、目まぐるしく変化している障害のある人を取り巻く福祉施策環境や福祉ニーズに適宜対応しながら、多様な分野にわたる障害福祉施策を総合的・計画的に推進するために、新たに「第4次日進市障害者基本計画・第7次日進市障害福祉計画・第3次日進市障害児福祉計画」を策定します。

● 関連法等にかかる年表

年	国の主な流れ	内容
昭和 45 年	心身障害者対策基本法 公布	心身障害者対策に関する国等の責務を明記し、心身障害者の福祉に関する施策の基本事項を設定。
平成 5 年	障害者基本法改正	心身障害者対策基本法から法律の題名を改定。 障害範囲の明確化（身体・知的・精神）。 市町村計画を努力目標として位置づけ。
平成 16 年	障害者基本法 改正	差別禁止の理念の明示。 都道府県及び市区町村における障害者計画策定の義務化。
平成 17 年	発達障害者支援法 施行	発達障害の早期発見等に関して国及び地方自治体の責務の明確化。 学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労支援について定める。
平成 18 年	障害者自立支援法 施行	障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行。利用者負担が応益負担へ変更。
	教育基本法 改正	障害のある人に対し、十分な教育を受けられるよう必要な支援を講ずる旨が規定される。
平成 19 年	障害者の権利に関する条約(障害者権利条約) 署名	障害者権利条約の批准に向けた取組が開始。
平成 20 年	障害者雇用促進法 改正	中小企業における障害者雇用の促進施策を規定。 短時間労働に対応した雇用率制度の見直しを実施。
平成 23 年	障害者基本法 改正	目的規定や基本的施策に関する内容の見直し。 社会モデルの考え方を踏まえ障害の定義が見直され、発達障害、難病が追加。合理的配慮の概念が導入された。
平成 24 年	障害者自立支援法 施行	利用者負担の見直し、障害のある人の範囲の見直し、相談支援の充実、障害のある子どもへの支援の強化。
	障害者虐待防止法 施行	障害のある人に対する虐待の禁止、国等の責務の規定。
	児童福祉法 改正	障害のある子どもを対象とした施設・事業の位置づけを一元化。

年	国の主な流れ	内容
平成 25 年	障害者総合支援法 施行（一部、平成 26 年に施行）	障害のある人の範囲の拡大、障害のある人への支援の拡大等を規定。
	障害者雇用促進法 一部改正	雇用分野における障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務等について規定。
	障害者優先調達推進法 施行	国や地方公共団体、独立行政法人等が物品やサービスを調達する際、障害のある人の就労施設等から優先的・積極的に調達することを規定。
平成 26 年	障害者権利条約 批准	障害のある人の権利確保、尊厳の尊重の実現に向け国際協力を一層推進。
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律 施行（一部、平成 28 年に施行）	精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定、保護者制度の廃止等について規定
平成 27 年	難病の患者に対する医療等に関する法律 施行	難病患者に対する医療等の推進の基本方針の策定、公平・安定的な医療費助成制度の確立、調査研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置について規定
平成 28 年	障害者差別解消法 施行	不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等を規定。
	障害者総合支援法 改正	サービスの質の確保・向上に向けた環境整備の取組について規定
	児童福祉法 改正	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設。 障害児福祉計画の策定について規定
平成 30 年	障害者総合支援法 改正	自立生活援助、就労定着支援の新設。
	社会福祉法 一部改正	地域福祉推進の理念を規定。 理念を実現するために市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定。 市町村地域福祉計画策定の努力義務化、地域福祉計画が福祉分野の上位計画として位置づけられる。

年	国の主な流れ	内容
平成 30 年	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(障害者文化芸術推進法) 施行	障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本理念、基本的施策を規定。
令和元年	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法) 施行	視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するための基本理念、基本的施策を規定。
令和 2 年	障害者雇用促進法 改正	障害者の活躍の場の拡大、雇用状況の的確な把握、国及び地方公共団体の障害者活躍推進計画の作成・公表などについて規定
	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律 施行	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るための国等の責務、基本方針の策定、電話リレーサービスに関する交付金制度の創設等について規定
令和 3 年	社会福祉法 一部改正	「重層的支援体制整備事業」の創設。 社会福祉連携推進法人制度の創設。
	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法) 施行	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童に対し、国、地方公共団体、保育所、学校の責務、支援措置について規定
令和 4 年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 施行	障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進のための基本理念、基本的施策について規定。
令和 5 年	障害者雇用促進法 改正	雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化。
令和 6 年	障害者総合支援法 改正	就労選択支援の創設。 共同生活援助(グループホーム)の支援内容の法律上の明確化。 障害者、難病等についてのデータベースに関する規定の整備。
	児童福祉法 改正	障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体(都道府県・政令市)の明確化。 こども家庭センターの設置の努力義務化。
	障害者差別解消法 改正	事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化。

2 計画の位置付け

(1) 計画の性格

『障害者計画』は、本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、事業者、市が、それぞれに活動を行うための指針となります。

『障害福祉計画・障害児福祉計画』は、障害福祉施策を円滑に実施するために、目標年度である令和5年度の障害者福祉の方向性を見据えたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策を定める計画となります。

(2) 根拠法令

本計画は、法定計画である障害者基本法第11条に基づく『市町村障害者計画』、障害者総合支援法第88条に基づく『市町村障害福祉計画』、児童福祉法第33条に基づく『市町村障害児福祉計画』の3計画を一体の計画として策定します。

また、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律第9条の趣旨を踏まえた計画とします。

さらに、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第8条第1項に基づく「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」の性格も併せ持たせた計画とします。

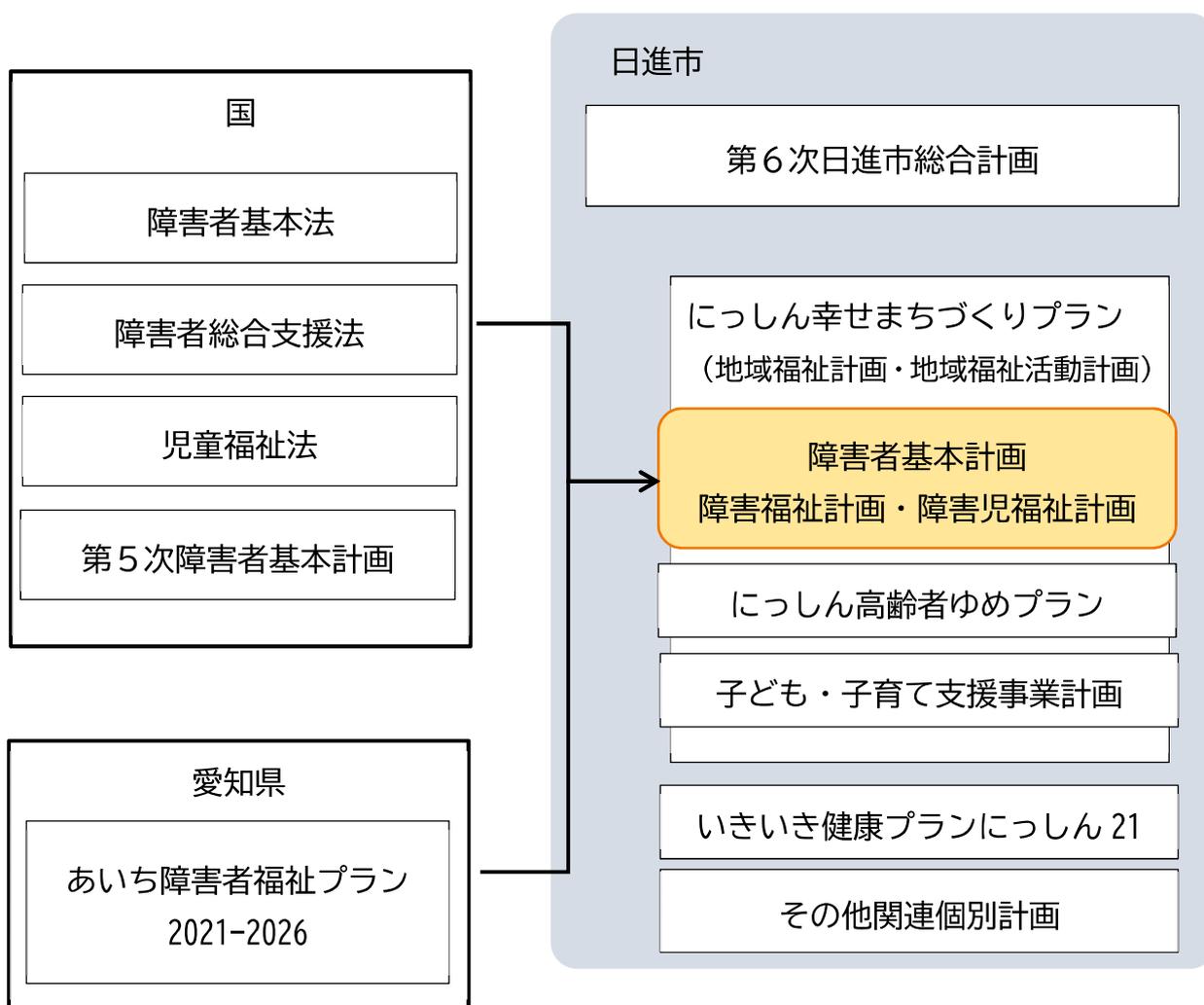
○ 図表1-1 障害者計画・障害（児）福祉計画について

項目	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
性格	市における障害のある人のための施策に関する基本的な計画	障害福祉サービスの提供体制の確保その他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画
関連計画等	第5次障害者基本計画(国) あいち障害者福祉プラン2021-2026	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針	

(3) 上位・関連計画について

本計画は、市の最上位計画である『第6次日進市総合計画』の部門別計画として位置づけられ、「にっしん幸せまちづくりプラン（日進市地域福祉計画・日進市地域福祉活動計画）」や「にっしん高齢者ゆめプラン（日進市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）」等、本市が策定した各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び県が策定した関連計画も踏まえつつ、本市における障害者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

○ 図表1-2 上位計画、関連計画について



(4) SDGsについて

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、2015 年 (平成 27 年) 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGs は 17 の目標・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを基本理念として掲げています。

SDGs の 17 の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題です。また、「誰一人取り残さない」という考えは、踏まえて、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指していくという本計画の方針にも当てはまるものです。

そのため、障害福祉施策を推進するに当たってはSDGsを意識して取り組み、地域や企業、関係団体など、社会における様々な担い手と連携しながら、障害のある人々の最善の利益が実現される社会を目指します。

本計画は、SDGs の 17 の目標のうち、「3. すべての人に健康と福祉を」、「4. 質の高い教育をみんなに」、「8. 働きがいも経済成長も」、「10. 人や国の不平等をなくそう」、「11. 住み続けられるまちづくりを」に関連しています。

○図表 1-3 SDGs について



3 計画の期間

障害者基本計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

○図表1-4 計画期間について

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
日進市障害者基本計画	第3次障害者基本計画 (R1~R5)			第4次障害者基本計画 (R6~R11)					
日進市障害福祉計画 日進市障害児福祉計画	第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画 (R3~R5)			第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画 (R6~R8)			第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画 (R9~R11)		

4 対象とする障害者の定義

本計画における「障害のある人」とは、障害者基本法第2条の定義における障害者及び、障害者総合支援法第4条第1項の規定に基づく「障害者」（身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）、難病患者等）と同条第2項の規定に基づく「障害児」とします。

○図表1-5 障害者基本法

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

5 計画の策定体制

(1) 「日進市障害者政策委員会」及び「日進市障害者自立支援協議会」の開催

本計画は、

- ・日進市障害者政策委員会条例に基づき、学識経験を有する者、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、関係行政機関の職員、公募の市民等から構成される「日進市障害者政策委員会」
- ・日進市附属機関の設置に関する条例に基づき、学識経験を有する者、障害者等を支援する者、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係支援者、教育関係支援者、障害者就労支援者、権利擁護支援者、公募の市民等から構成される「日進市障害者自立支援協議会」

において、内容を審議・検討し、その意見を踏まえた上で策定しました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、障害のある人等のニーズや生活状況等を把握するため、障害のある人、障害のある子ども、障害者団体、障害福祉サービス事業所、一般市民、市内企業へ、アンケート調査を実施しました。

アンケート調査の概要については、第2章で記載します。

(3) パブリックコメントの実施

本計画案を、令和●年●月●日～令和●年●月●日まで市役所や市のホームページ等で公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

6 計画の構成

本計画の構成は以下の通りです。

○ 図表1-6 計画の構成

章	内容
第1章 計画の基本的な考え方	・計画策定の趣旨と背景、計画の位置づけ、計画期間等について
第2章 現状と課題	・日進市の障害のある人の現状、障害福祉サービス等の利用状況、アンケート調査結果、前計画の実績及び取組評価、日進市の課題について
第3章 計画の基本理念	・計画の基本理念、基本的な考え方、施策体系等について
第4章 障害者施策の基本的な方向	【第4次障害者基本計画部分】 ・分野別の施策の方向性、主な取組について
第5章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保にかかる目標	【第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画部分】 ・国が示す指針に基づく、計画期間中の成果目標等について
第6章 障害福祉サービス等の見込量等	【第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画部分】 ・障害福祉サービス等の計画期間中の利用見込み量と確保策について
第7章 計画の推進体制	・計画の進捗管理等について

第3章 計画の基本理念

1 基本理念

第4次日進市障害者基本計画では、障害者基本法や国の障害者基本計画の趣旨、理念等を踏まえて、次のように基本理念を定めます。

地域で 共に暮らす まちづくり

～自分らしい生き方が選択できる お互いを思いやるまち・日進をめざして～

	理念に込められた考え方
地域で	○ 障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で、家族や仲間とともに、いつまでも安心して暮らせるまちを目指します。
共に暮らす	○ お互いの立場や暮らしを尊重し、相互に思いやる心と支え合い・助け合いの気持ちを育みながら、地域に住むすべての人が共生できるまちにしていきます。
まちづくり	○ 人と人がお互いを尊重し、譲り合い、共感できるようなやさしいまちとなるよう、行政はもとより、当事者やその家族、支援者を含めたすべての市民、事業者等が協力し合い、「まちづくり」の取組を推進していきます。
自分らしい生き方が 選択できる	○ 障害があるからという理由で、不合理な生活上の制約を受けることなく誰もが自分らしい生き方が選択できるまちを目指します。
お互いを思いやる	○ お互いを尊重し思いやることができるやさしいまちを目指します。

2 基本的な考え方

基本理念を具現化するために、次にあげる基本的な考え方に基づいて施策を推進します。

◆ 全ての人々の尊厳と平等な権利の尊重

障害の有無に関わらず、全ての人々の尊厳と平等な権利を尊重し、社会的・経済的な自立や自己決定に基づき、誰もが自分らしく生きていくことができる社会を目指します。

障害のある人の人権が尊重され、自己決定と自己実現を果たすための環境を整える役割を果たします。また、障害のある人が主体性をもって地域社会に積極的に参加し、認め合い、共生できる社会を目指します。

◆ 個別のニーズに対応する支援の提供

障害のある人が個々のニーズに適した支援を受けられるようにするための仕組みを整える必要があります。適切な教育、雇用支援、障害福祉サービスなど切れ目のない支援の提供を通じて、一人ひとりが自己の能力を最大限に発揮できるように、包括的なサポートを推進します。

◆ 地域社会のなかでの協働の促進

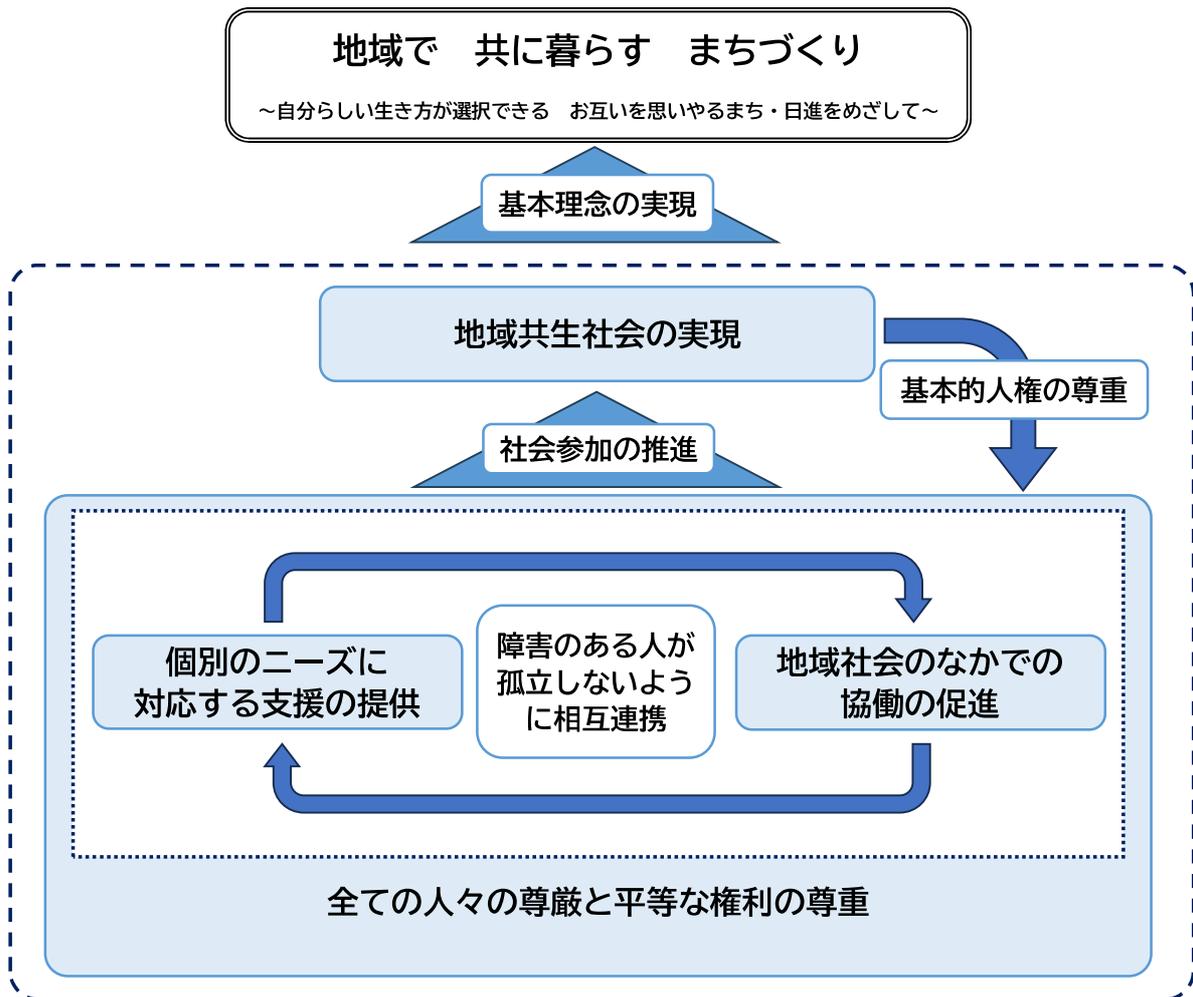
地域に住むすべての人が共生する社会をつくるためには、障害のある人とない人が互いに理解し合うことが重要であり、そのためにすべての市民への意識啓発を図り、相互理解を通じて地域社会における協働を促進します。

また、誰もが安心して暮らすことができるよう、公共施設のバリアフリー化や行政サービスにおけるアクセシビリティ（分かりやすさ、利便性）の向上を推進し、地域全体で互いに支え合える環境の整備を進めます。

◆ 地域共生社会の実現

障害のある人の権利を尊重し、差別や偏見を取り除き、障害のある人を含む全ての市民が自分らしく生きることができ、包括的で多様性を尊重した社会の構築を進め、誰一人取り残されることのない地域共生社会の実現を目指します。

○ 図表3-1 計画の理念図



3 施策体系

基本理念	基本的な考え方	施策分野	施策の方向性
<p>～自分らしい生き方が選択できる お互いを思いやるまち・日進をめざして～</p> <p>地域で 共に暮らす まちづくり</p>	<p>◆ 地域社会のなかでの協働の促進</p> <p>◆ 全ての人々の尊厳と平等な権利の尊重</p> <p>◆ 個別のニーズに対応する支援の提供</p> <p>◆ 地域共生社会の実現</p>	1 差別の解消、意思決定支援、権利擁護の推進及び虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ① 意思決定支援や権利擁護の推進、虐待の防止 ② 障害を理由とする差別の解消の推進、行政等における配慮の充実、心のバリアフリーの推進
		2 安全・安心な生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 居住の場の確保、住まいのバリアフリー化 ② 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進
		3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 情報アクセシビリティの向上 ② 意思疎通支援の充実
		4 防災・防犯・感染症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災対策の推進 ② 防犯対策の推進 ③ 感染症対策の推進
		5 保健・医療の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 保健・医療の充実等 ② 障害の原因となる疾病等の予防
		6 自立した生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 相談支援体制の充実 ② 在宅サービス等の充実 ③ 障害のある子どもに対する支援の充実 ④ 障害福祉サービスの質の向上、障害福祉を支える人材の育成・確保
		7 教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> ① インクルーシブ教育の推進 ② 教育環境の整備
		8 雇用・就業、経済的自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 総合的な就労支援 ② 障害者雇用の促進 ③ 障害特性に応じた就労支援
		9 文化芸術活動・スポーツ・レクリエーション活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 文化・芸術活動の推進 ② 視覚障害者等の読書環境の整備 ③ スポーツ・レクリエーション活動の推進

9 文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動の推進

【現状・課題】

- 本市では、障害のある人たちが地域の人たちと交流できる機会を増やし、障害のある人の社会参加を進めていくため、障害のある人とともに行うことができるスポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動の募集や助成を行っています。障害のある人の生活を豊かにし、自立と社会参加の促進を図るため、引き続きスポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動等の充実に向けた支援や社会環境の整備を進めていくことが必要です。
- 共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず誰もが障害者スポーツに親しめる機会をつくとともに、地域における障害者スポーツの一層の普及に努めることが求められます。

【施策の方向性】

- ① 文化・芸術活動の推進
- ② 視覚障害者等の読書環境の整備
- ③ スポーツ・レクリエーション活動の推進

【主な取組】

① 文化・芸術活動の推進

・文化活動の情報提供

障害のある人も気軽に芸術・文化活動、イベント等に参加できるように、当事者団体や事業所に対しての情報提供や広報活動を行います。

・団体等に対するイベント開催支援

障害者等レクリエーション文化活動等支援事業補助金等により、当事者団体やボランティア団体が行う障害のある人を対象とした文化・芸術活動等を支援します。

② 視覚障害者等の読書環境の整備

・視覚障害者等の読書環境の整備

視覚障害者等が読書の楽しみさを享受できるよう、環境整備とその啓発に努めます。
読書バリアフリーに関する資料や館内の機能について、利用者に向けて案内します。
また、電子図書館の活用促進により、学校図書館や特別支援学級の支援を図ります。

③ スポーツ・レクリエーション活動の推進

・スポーツ・eスポーツ・レクリエーション活動の情報提供

障害のある人が気軽にスポーツ・eスポーツ・レクリエーション教室等に参加できるように、当事者団体や事業所に対して情報提供を行います。

全国障害者スポーツ大会や愛知県障害者スポーツ大会等の各種大会に参加できるように、必要な情報を提供します。

・団体等に対するイベント開催支援

障害者等レクリエーション文化活動等支援事業補助金等により、当事者団体やボランティア団体等が行う障害のある人を対象としたスポーツ・eスポーツ・レクリエーション教室等を支援します。